

丸紅経済研究所 2023/5/15

高まる「経済インテリジェンス」の要請:求められる官民連携のあり方

ポイント

経済安全保障政策の遂行に必要な「経済インテリジェンス」は、①国家による有害活動に関する情報(有害活動情報)、②市場機能に関する情報(市場機能情報)、③経済・技術動向の分析に関する情報(動向分析情報) という 3 つの類型に整理し得る。これらの「経済インテリジェンス」は従来のインテリジェンスの枠には納まらない側面を有しており、政策部門と情報部門の役割分担が求められる。「経済インテリジェンス」の強化のためには、経済活動を担う企業との連携が重要だが、情報の類型によって官民連携のあり方は異なる。

1. 経済安全保障とインテリジェンス

経済安全保障が主要な政策分野として確立する中、経済面でのインテリジェンス強化の必要性が唱えられている。2021 年 6 月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)では、「経済安全保障の確保等」に関する取組みとして「インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等に必要な体制を整備する」との文言が盛り込まれ¹、同年 11 月の経済安全保障推進会議では、経済安全保障上の主要課題として「経済インテリジェンス」が挙げられた²。昨年 12 月に閣議決定された国家安全保障戦略では、インテリジェンスという用語こそ用いられていないものの、情報力が「総合的な国力」の 1 つとして位置付けられており³、経済面でのインテリジェンスの強化もこれに包含されるものと考えられる。

本稿では、「経済インテリジェンス」を経済安全保障政策の遂行に必要な情報及びその収集・分析のための活動と捉え、その類型や従来のインテリジェンスとの関係、求められる官民連携のあり方について論ずる。

2. 「経済インテリジェンス」の類型

「経済インテリジェンス」にはどのような情報が含まれるのだろうか。経団連が昨年 2 月に発表した提言では、経済安全保障推進法の規定などを踏まえ、「サプライチェーンに関する将来的な他国への依存の可能性、国家を背景とする基幹インフラへのサイバー攻撃の対象、他国による先端的な重要技術の研究開発の動向、特許出願の非公開の審査対象となる技術分野の特定などに係る情報収集」が重要だと指摘している⁴。また、今年 3 月に自民党がまとめた経済安全保障に関する提言は、「民間企業や大学等を含む官民が国内外に保有する専門性の高い幅広い分野の情報」として「経済的威圧の政策情報、研究・技術・資源等の特性情報、貿易・投資・市場・商取引等の経済情報、人的・物的・資金的・知的・制度的な資本情報を含む有形無形の情報」を挙げ、これらに関する情報収集・分析・集約・共有の強化を求めている⁵。

これらの見解も踏まえつつ、「経済インテリジェンス」として求められる情報を整理すると以下のようになる だろう。

^{1 「}経済財政運営と改革の基本方針 2021 について」(2021 年 6 月 18 日閣議決定)

² 内閣官房「経済安全保障の推進に向けて」(2021年11月19日)

^{3 「}国家安全保障戦略について」(2022年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)

⁴日本経済団体連合会「経済安全保障法制に関する意見:有識者会議提言を踏まえて」(2022年2月9日)

⁵ 自由民主党政務調査会「経済安全保障上の重要政策に関する提言」(2023 年 3 月 28 日)

(1) 国家による有害活動に関する情報(有害活動情報)

技術窃取やサイバー攻撃、輸出管理対象製品の迂回輸出、経済制裁の回避、安全保障上の審査に対する虚偽 申請などの行為は、関連法令によって禁じられ、違反すれば刑事上の責任を問われることになる。そして、こ うした行為が国家の関与の下で行われた場合には、単なる犯罪としてではなく安全保障上の脅威を構成し、当 該行為の実行者の属性、意図、手法などに関する情報は「経済インテリジェンス」の対象となる。また、外国 当局が現地進出日系企業や在外邦人に対して行う措置も、それが安全保障上の懸念をもたらす場合には有害活 動に該当し、対応が求められよう。これらは具体的な行為の防止・阻止に関する情報であるため、その収集・ 分析の時間軸は比較的短いものとなる。また、その多くは非公開情報であり、法執行活動と密接に関連する。

(2) 市場機能に関する情報(市場機能情報)

地政学的緊張の高まりや他国による経済的威圧などによって、正常な市場機能が阻害され、国内外の経済活動に大きな混乱が生じる場合、これを早期に察知し、経済社会、ひいては安全保障への影響を局限することが求められる。そのためには、重要物資の取引状況、工場の生産能力、在庫水準、物流の状況などに関する情報を平素から把握し、実際にリスクが顕在化した場合にはあらかじめ検討しておいた対策を速やかに講じる必要がある。

(3)経済・技術動向の分析に関する情報(動向分析情報)

各国は経済安全保障の観点から特定産業に対する支援、研究開発の強化、技術流出の防止などを進めている。 こうした政策を効果的に推進するためには、安全保障上重要な産業・技術を特定し、それらがどのように発展 していくのか、他国がどのような政策を展開しているのかなどについて、長期的な見通しも含めた分析を行う 必要がある。

実際には、これらの情報類型の区別は相対的なものとなり得る。例えば、ある国が政治的な意図をもって重要物資を生産する現地進出日系企業の工場の操業を停止させる措置を講じた場合、当該措置の意図や内容に関する情報は有害活動情報に、当該措置によって重要物資のサプライチェーンに生ずる影響に関する情報は市場機能情報に分類できるが、両者は密接に関連すると考えられる。また、動向分析情報として将来の技術発展に関する見通しを持つことは、当該技術を対象とする有害活動の防止にも寄与するだろう。

3. 「経済インテリジェンス」はインテリジェンスなのか

以上のような「経済インテリジェンス」は、情報部門が機密性の高い情報を取り扱う伝統的なインテリジェンスとどのように異なるのだろうか。

まず、有害活動情報は従来のインテリジェンスと親和性が高く、既存の情報部門の活動を拡大することでカバーされるだろう。経済安全保障に対応した新たな論点としては、経済的威圧への対応、輸出管理や投資規制などの諸施策との連携などが考えられる。

一方、市場機能情報は、政策部門が行政事務の遂行のために収集する情報と重複する部分が大きく、情報部門の役割には限界がある。ただし、例えばオルタナティブデータを活用した分析など、政策部門とは異なるアプローチによる貢献を行う余地はあるかもしれない。

また、動向分析情報については、政策部門・情報部門共に関与し得る。情報部門は、①中長期的な分析を継続的に行うリソースを有する、②特定の産業・技術分野を巡る利害から独立している、③デュアルユース技術に関する分析や国防当局との連携などに必要な機密性の高い情報を取り扱うことができるといった面で優位性を持つが、後述する官民連携や個別分野の専門性などでは政策部門に劣ると考えられる。

このように「経済インテリジェンス」は従来のインテリジェンスの枠には納まらない側面を有しており、情報の類型に応じて政策部門と情報部門の適正な役割分担が求められることになるだろう。情報コミュニティ⁶の参加省庁を増やすなど、情報部門自体を広げることも選択肢ではあるが、限られたリソースが政策部門と情報部門に分散する懸念もある。特に市場機能情報は従来のインテリジェンスとは大きく性格が異なるため、情報の集約のあり方については慎重な検討が必要だろう。

4. 官民連携のあり方

「経済インテリジェンス」の強化のためには、経済活動を担う企業との連携が重要となるが、情報類型によって官民連携のあり方は異なる。

例えば、他国による有害活動に対し、政府は企業を保護する立場にある。企業が国家の行為に対して独自に 対応することには限界があり、官民の関係は非対称的なものになると考えらえる。

これに対し、市場機能情報については、企業が主要な情報源であり、政府は企業の協力が得られなければ効果的な活動を行うことはできない。一方、企業としては、実務上の負担や営業秘密の保全などを考慮する必要があるため、任意の協力では十分な情報が得られないこともあり得る。その場合には、企業の利益にも配慮した形で政府が法令に基づく協力要請を行うことが選択肢となろう。

また、動向分析情報については、政府が安全保障に関する情報や分野横断的な分析などの面で優位性を持つ一方、個別産業の実情や詳細な技術情報、市場の先行きに対する見通しについては企業に優位性があると考えられる。企業としても、政府が正確な情報に基づいて企業支援を含む政策を検討することは有益であり、互恵的な対話の枠組みを構築することは可能だろう。

【図表】「経済インテリジェンス」の類型

	有害活動情報	市場機能情報	動向分析情報
時間軸	短期	中期	長期
従来のインテリジェンス との親和性	0	×	Δ
官民連携	政府 → 企業	政府 ← 企業	政府 ⇔ 企業
	(保護)	(協力)	(対話)

出所:丸紅経済研究所作成

-

⁶日本の情報コミュニティは内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省で構成されていたが、後に拡大情報コミュニティとして財務省、金融庁、経済産業省、海上保安庁が新たに参加している。また、情報コミュニティを取りまとめる内閣情報調査室には「経済部門」が設置されている。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: TAMAOKI-K@marubeni.com	
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号		
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/		

(注記)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ 条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本 資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となり ます。